

令和2年7月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年7月10日(金) 午前 9時30分から 10時15分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番	望月 稔
2番	小林 由朋
3番	町田 玉江
5番	時田 修治
6番	佐野 孝則
8番	笹古 時男
9番	池野 保
10番	新舟 進
11番	長尾 忠
13番	佐藤 正職
14番	藤田 博史
15番	鈴木 惠一
16番	安藤 公男
18番	涌田 充尚
19番	伊藤 博

4.欠席委員

4番 荻田 丈仁

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)委員の辞任について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め1番望月稔君、2番小林由朋君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第22号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第34号 農地法第5条第1項第7号届出に係る買受適格証明についてまでの、計9件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第22号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
岩松地区17番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ岩松地区17番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は實相寺の山門の前を西に進み、かりがね堤に出してから新々富士川橋の橋脚向かい、三番出しの手前を右折したところです。現地を確認したところ、草地となっており、一部にミカンの木がありました。申請地の隣は譲受人の農地で、ミカンの木が植えられており良く手入れされていました。譲受人は専業農家であり、お茶・ミカン・野菜など幅広く農業をされており、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 岩松地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
岩松地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区18番についてですが、後の農地法第5条、大淵地区20番と関連がありますので、後ほど一括審議します。

次に、大淵地区19番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区19番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は主要地方道一色久沢線を新東名I.C.の入口のところにある信号機から200mくらい東に行ったところの北側にあります。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人が84歳と高齢のため、土地を贈与し、農業経営も任せたいとのことでした。譲受人もネギを主に作っている方で、昨年別の場所で同様の許可を受けており、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区19番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区19番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大淵地区20番及び農地法第3条、大淵地区18番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区20番及び5ページ大淵地区18番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は大富町と次郎長町の境目のところで、次郎長町公会堂から南東に300mくらいのところにあります。以前は茶畑で、一時土を1mくらい盛っていましたが、今回の申請にあわせて除去したそうです。表土を入れ替えたとのことですが、石が多く、奥には埋め立てを行っていたときの土が残された状態でした。畑にするというのであれば、ある程度表層を除去し、相応の土を入れる必要があると思いますが、現状では耕作地とは言えない状態にあると思います。
会長	申請地でシイタケを栽培するということでしたが、シイタケの営農型太陽光発電については、植松委員から資料をいただいておりますので、それを参考に原木の入手先や置き方などについて質問をしましたが、ただこういった事業をしたいという考えだけで、具体的な栽培計画などはできていないような印象でした。そういったところも加味して考えると、譲受人が以前に別の場所で許可を受けた場所できちんとできていると判断できたときに、こちらについても許可を出すというのはいかがでしょうか。

事務局	すべてが完全になってからでなければ許可が出せないというのは難しいかもしれませんが、会長のおっしゃるとおり、以前許可した場所が法的に問題なく、営農がきちんとできるであろうと判断できるまで、審議継続とする方法もあると思います。今回の申請地についても単に栽培についてのアドバイスをもらうというだけではなく、きちんとした営農計画を立ててしっかり行っていくということを委員会に出席してもらうなどして、計画の提示などを行ってもらうという方法もあると思われま
委員(報告者)	今の土では耕作に適しているとは思えないので、入れ替えてもらう必要があるとおもいます。
委員(質問者)	埋め立てを行っていたときの土について、どのようなものなのかを確認しているのでしょうか。
事務局	どこから持ってきた土かということは把握しておりません。
委員(報告者)	どのような成分が含まれているか分からないところで、食べるものを作るというのはいいかがでしょうか。
会長	そのような形ですけれど、以前に許可している場所の工事の進捗状況を確認し、100パーセントまでいかななくても、7～8割方できあがるまでは継続審議ということでもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、大淵地区20番及び大淵地区18番については継続審議と致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第24号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 鷹岡地区3番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ鷹岡地区3番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は鷹岡病院の前の道を富士宮市方面に向かって500mくらい行った先にある、細い道を北に進んでいったところにあります。申請者が昭和40年に自己資金で父親名義の農地に家を建てたのですが、仕事の都合からここには住んでおらず、昭和62年頃から別の方に貸しているとのこと。土地の所有者であった父親が昭和52年に亡くなったのですが、相続に時間がかかり、昨年完了したことから、宅地及びその進入路として使用している部分について非農地証明の申請を行いたいとのこと。なんら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長	鷹岡地区3番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区3番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に、議案9ページの議第25号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 富士地区2番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ富士地区2番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は富士青果食品市場から県道富士由比線を西に100mほど進み、そこから北に150mほど進んだところにあります。富士ゴルフセンターの東側です。現地を確認したところ、申請地はトマト・キュウリ・ナス・里芋などがきれいに栽培されていました。相続人は兼業ではありますが、以前から農業に従事しており、なんら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。
会長	富士地区2番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区2番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。
会長	次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。
事務局	はじめに議案10ページをご覧ください。 報第30号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について(買受適格証明発行済分)についてですが、これは3月から5月の農業委員会でご審議いただきました、競売に参加するための買受適格証明を発行したのものに関するものです。落札決定後、落札者より申請がありましたので、許可書を速やかに発行したことをご報告いたします。件数2件。 次に議案11ページをご覧ください。 報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。

次に議案12ページから13ページをご覧ください。
報第32号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数6件。

次に議案14ページから15ページをご覧ください。
報第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。

次に議案16ページをご覧ください。
報第34号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は、農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものです。これは所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決し処理し、買受適格証明を発行したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。
続きまして議事(2)「委員の辞任について」事務局より説明願います。

事務局 前回ご審議いただきました植松委員の辞任についてですが、委員会終了後、すぐ
に富士川地区の方から経緯を聞きたいとの話があり、説明を行いました。説明後
に本人と話し合い、やはり農業委員を辞任するという結論になりました。

会長 今説明がありましたように、委員の辞任に同意することについてご異議ございま
せんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、辞任について同意致します。

会長 以上で、議事(2)「委員の辞任について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年7月10日

農業委員会会長

同委員

同委員